

各居宅系サービス事業所 管理者 様

江戸川区福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染予防・まん延防止のための居宅系サービス事業所業務に関する
臨時的取扱いについて(通知)

標記の件について、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。
また本取扱いは期間限定のものとし、終了する際には改めて通知します。
なお、講じた代替措置や経緯等の記録は必ず残してください。

1 居宅介護支援

No.	項目	取扱い
1	アセスメント	新型コロナウイルスの影響により、利用者の居宅を訪問してのアセスメントを実施しない場合（電話等でのヒアリング等）でも、運営基準上のアセスメントを実施したものとして取扱う。 なお、本件取扱いはアセスメントの実施自体を緩和するものではありません。
2	サービス担当者会議	新型コロナウイルスの影響により、サービス担当者会議を開催することができない場合は、基準省令第13条第9号等の「やむを得ない理由がある場合」に該当し、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとして取扱う。
3	モニタリング	新型コロナウイルスの影響により、1月に1回以上、利用者の居宅を訪問してのモニタリングを実施できない場合は、基準省令第13条第14号の「特段の事情」に該当するものとして取扱う。
4	居宅サービス計画 個別サービス計画 の説明と同意	居宅サービス計画等については、利用者へ当該計画を送付し、利用者等から署名等を頂き返送してもらうことでも、説明をし同意を得たものとして取扱う。
5	特定事業所加算	特定事業所加算の算定要件である、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会等の実施について、延期または中止にした場合においても、算定要件を満たすものとして取扱う。

2 地域密着型サービス

No.	項目	取扱い
6	運営推進会議、介護・医療連携推進会議	新型コロナウイルスの影響により、運営推進会議等を延期または中止した場合においても、運営基準違反とはならないものとして取扱う。

問い合わせ先
江戸川区福祉部介護保険課指導係
電話 03-5662-0892